

R5年度 新規採用等事務職員の 年末調整関係事務研修会



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県教育局教育総務部教職員課県費事務担当

1 年末調整のしくみ

1-1 年末調整とは（年末調整のしかたP.4、年末調整事務要領P.1）

その年の1/1～12/31の年間給与所得金額に基づいて正しい税額（所得年税額）を求め、過不足があれば精算を行うこと。

▶ 毎月の給与から※源泉徴収する場合

- ・毎月の給与は変動がないものとして考える。
- ・年の途中で扶養親族数に変更があっても、変更後の支払いから修正するだけで遡及修正はされない。
- ・生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除される。

⇒概算で計算している。

▶ 1/1～12/31の年税額を計算する場合

- ・所得税等は月単位ではなく、年単位の給与等に対して徴収されるもの。
- ・控除の対象となる扶養親族については、その年の年末調整日時点で判断する。
- ・その人の各種控除については、年末頃まで分からない。控除額が分かる資料は年末頃に送られる。

⇒確定した情報で計算している。

この2つは通常一致しない！

※源泉徴収：給与等の支払者が毎月の給与支払額から所得税等を差し引いて国へ納付すること

源泉徴収税額と年税額を比較した結果、
過不足がある場合は徴収または還付を行う。
この精算を年末に行うので、年末調整という。

差額を徴収

(お金を支払うことになるので悲しい、)



差額を還付

(お金を返してもらえるので嬉しい)



1-2 年末調整の対象者（しかたP.4～5）

国税庁「年末調整のしかたP.4～5」より抜粋

年末調整の対象となる人	年末調整の対象とならない人
次のいずれかに該当する人 (1) 1年を通じて勤務している人 (2) 年の途中で就職し、年末まで勤務している人 (3) 年の途中で退職した人のうち、次の人 ① 死亡により退職した人 ② 著しい心身の障害のため退職した人で、その退職の時期からみて、本年中に再就職ができないと見込まれる人 ③ 12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後に退職した人 ④ いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、本年中に支払を受ける給与の総額が903万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払を受けると見込まれる場合を除きます。） (4) 年の途中で、海外の支店へ転勤したことなどの理由により、非居住者となった人（非居住者とは、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます。）	次のいずれかに該当する人 (1) 左欄に掲げる人のうち、本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人 (2) 左欄に掲げる人のうち、災害により被害を受けて、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けた人 (3) 2か所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出している人や、年末調整を行うときまでに扶養控除等（異動）申告書を提出していない人（月額表又は日額表の乙欄適用者） (4) 年の途中で退職した人で、左欄の(3)に該当しない人 (5) 非居住者 (6) 継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など（日額表の丙欄適用者）
【注意事項】 1 1か所から給与の支払を受ける人で、年末調整を行う時まで、その給与の支払者に扶養控除等（異動）申告書を提出していない人については、この申告書を提出するよう指導してください。 2 年末調整の対象とならない人は、自分で確定申告をして税額の精算をすることになりますから、このような人には期限までに住所地の所轄税務署長に確定申告書を提出するよう指導してください。 3 外国人の労働者であっても、国内に住所を有するか又は引き続き国内に1年以上居所を有することにより居住者となる人については、上記の表の区分により年末調整の対象となるかどうかを判定することになりますから注意してください。	

埼玉県の場合だと、

原則、令和5年中に給与の支給を埼玉県から受けており、かつ、令和5年12月に給与の支給を埼玉県から受けている人が対象

専従休職や無休派遣の職員は、12月中に給与の支給を受けておらず他の支払い者の元で年末調整を行うため、申告書等を提出させる必要はない。

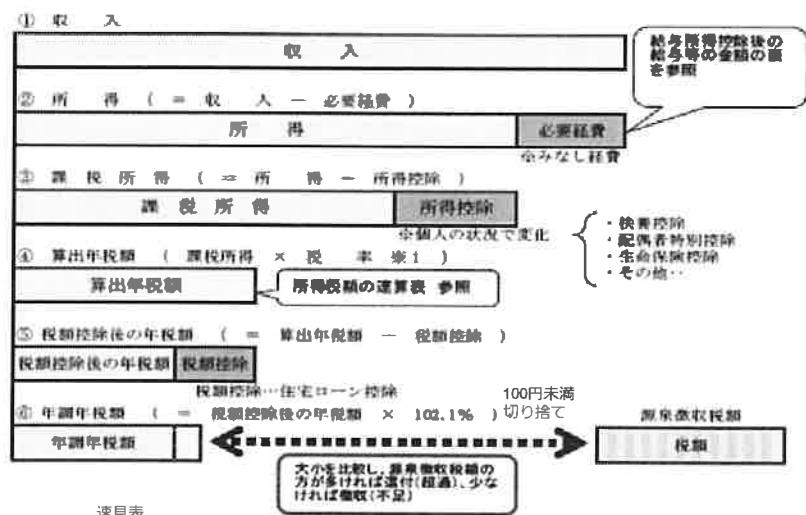
ただし、育児休業等に入っている職員は12月中の給与の支給がない場合でも、年末調整を行う必要がある。

※10月以降に発令があり、10月給与が支給されていない職員については、年末調整システムに名前が表示されないの、別途エクセルシートで年末調整の報告を行う必要がある。

報告方法については、要領P.36~48を参照すること。

1-3 年調年税額の決定のしかた

●年調年税額（実際に納付する税額）の決定のしかた



課税所得と所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000円超 3,300,000円 ※	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円 ※ 6,950,000円 ※	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円 ※ 9,000,000円 ※	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円 ※ 18,000,000円 ※	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円
18,000,000円 ※ 18,050,000円 ※	40%	2,796,000円	(A) × 40% - 2,796,000円

①収入：職員の年収（普段扶養手当で使うもの）

②所得：①から給与所得控除額を引いた額
（普段児童手当で使うもの）

③課税所得：②から各種所得控除額を引いた額

※所得控除・・・扶養控除、配偶者控除、生命保険控除等

④算出年税額：③の課税所得を左図の速見表に当てはめた額

例) 課税所得300万円の場合

195万円超～330万円以下に該当するので、

3,000,000円 × 10% - 97,500円 = 202,500円が年税額となる

⑤税額控除の年税額：④から税額控除を引いた額

⑥年調年税額：本来納めるべき1年間の税額

2 年末調整の処理

2-1 年末調整事務の流れ（要領P.3）

○職員からの申告書の受理と内容の確認 10/25～11/6（目安）

①扶養控除等（異動）申告書 ②基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

③保険料控除申告書 ④住宅借入金等特別控除申告書



○年末調整システムへの入力 10/25～11/16 ※各書類の提出は11/13（月）県費事務担当必着
実際の入力方法については、後日動画配信するのでそちらを視聴すること



○年末調整確認結果内容の確認

県費事務システムにて年末調整確認簿兼支払簿を配信



○令和5年分源泉徴収票配信

翌年1月末頃県費事務システムより配信

実際に配信される際はポータルサイトでお知らせする予定

2-2 各種控除額の確認（しかたP.7～31）

年末調整において、各種の控除を受けるために必要な申告書を提出することで、下記の控除を受けることができる

申 告 書	控 除	説明箇所
1 令和5年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	7～14ページ 35ページ

1 給与の支払いを受ける人は毎年最初の給与を支払われるまでに、必要事項を記入し、提出する必要がある。
なので、全員に提出してもらう必要がある。

申 告 書	控 除	説明箇所
2 令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書	基礎控除	14～18ページ
3 令和5年分 給与所得者の配偶者控除等申告書	配偶者控除、配偶者特別控除	
4 令和5年分 所得金額調整控除申告書	所得金額調整控除	

2～4 1枚の様式にまとまっており、基礎控除欄については全員に提出してもらう必要がある。

基礎控除は年末調整を行うときまでに必ず提出を受ける必要があり、このとき、配偶者控除、配偶者特別控除、所得金額調整控除が適用されるかどうかは関係がない。

申 告 書	控 除	説明箇所
5 令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書	生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除（申告分）、小規模企業共済等掛金控除（申告分）	18～25ページ

5 控除の該当者のみ提出する。

申 告 書	控 除	説明箇所
6 令和5年分 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書 ^{（注1）}	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除	26～31ページ

6 控除の該当者のみ提出する。

①扶養控除等（異動）申告書（しかたP.7～9、要領P.6）

（１）書類の受理等

- ・ 年末調整事務を始めるにあたって、まず、職員から申告書が提出されているかを確認
- ・ 年の途中で控除対象扶養親族数などに異動があった場合はその都度申告が必要

例）本人が離婚した時

控除対象扶養親族の就職、結婚などにより、控除対象扶養親族数が減少した時

本人が障害者、寡婦、ひとり親または勤労学生に該当した時

同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当した時

（２）書類の内容の確認

- ・ 控除対象扶養親族等は各人の申告に基づいて行うが、対象となるかは確認が必要
- ・ 所得金額および年齢はその年の12/31時点での現況により判定する

配偶者等に年末調整を行ったときから12/31の期間に所得が見込まれる場合はそれも含める。

所得が0円の場合は空欄ではなく、0円と記載する。

- ・ 職員以外の所得者と同一の扶養親族を重複して控除の申告をしていないか確認

例）夫婦共働きの場合に、1人の子どもを両方が控除対象扶養親族または扶養親族として申告していないか

※所得の種類

1 給与所得

給料、賃金（パートやアルバイト等）等

一番メジャーな所得である

収入金額から給与所得控除額を差引いた金額になる
（1,619,000円未満の場合は一律55万円が給与所得控除額）

2 事業所得

サービス業や対価を得て継続的に行う事業による所得

3 雑所得

他のいずれの所得にも該当しない所得や公的年金等

4 不動産所得

不動産の貸付けに際して受け取る権利金等

5 配当所得

6 退職所得

退職手当、一時恩給その他の退職により一時に受ける給与などの所得

この他に社会保険制度等に基づく一時金などで退職所得になるものもある

退職手当の性質により計算が異なるので、詳しい計算方法は国税庁のHPを確認すること

基本的には本人が申告するものなので、給与所得以外のものに係る所得の計算方法に不明な点がある場合は、職員本人が所管の税務署に確認するよう伝えること

6の退職所得について

令和5年の扶養控除等（異動）申告書の様式改正により、退職所得がある人についての欄が新たに設けられた。記入例をよく確認すること。

退職所得がある扶養親族がいる場合は、年末調整で報告する際に**システムへは入力せず、エクセルシートで別途県費事務担当に報告する**必要がある。

※この際にエクセルシートへ入力する所得金額は退職所得のみだが、申告書へ記入する所得金額は退職所得を除いた金額を記入する。

○各扶養親族等の確認の注意点（しかたP.9～14）

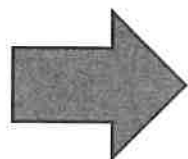
扶養親族

・ 所得者と生計が同じ親族で、合計所得金額が48万円以下の人

（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人、白色事業専従者を除く）

・ 別居している場合であっても、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われていれば生計が同じであるものとして取り扱う

・ 6親等内の血族と3親等内の姻族



さらに細かく
分けると

- ・ 控除対象扶養親族
- ・ 特定扶養親族
- ・ 老人扶養親族
- ・ 同居老親等

なぜ細かく分ける必要があるの？

→該当するものによって控除額が変わってくる。そのため、要件をしっかりと確認して正しい申告をしなければ本人が損をしたり、後で是正を行う必要が出てきてしまう。

※学校現場で使う3つの扶養

扶養手当の扶養、共済組合の扶養、所得税法上の扶養

○扶養親族の種類（しかたP.9～10）

・控除対象扶養親族

国内居住者のうち、年齢16歳以上の人のこと
（平成20年1月1日以前生）

国内非居住者については年齢要件以外にも細かく要件がある。（国外居住親族参照のこと）

※年齢16歳未満の扶養親族は対象外。ただし、住民税に関わるため、年少扶養親族として申告書に記載する必要あり。

申告書の記載内容が年少扶養親族にのみ該当する場合は、県費事務担当に提出不要。

・特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人のこと
（平成13年1月2日から平成17年1月1日生）

特に誤りやすいので年齢をよく確認し、正しい申告を行うこと。

・老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人のこと
（昭和29年1月1日以前生）

・同居老親等

老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で所得者等のいずれかとの同居を常況としている人のこと

同居しているかは年末調整を行う日の現況で判断する。

→一時的に入院しているなどで別居の場合は、同居に該当する。

→老人ホームに入所している場合は、同居には該当しない。

同一生計配偶者

扶養親族

控除対象扶養親族

特定扶養親族

老人扶養親族

同居老親等

○同一生計配偶者（しかたP.10）

所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の人のこと（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除く）

※婚姻の届出をしている配偶者が対象であり、内縁関係の人は含まない。

○源泉控除対象配偶者

所得が900万円以下である所得者の同一生計配偶者のうち、所得の見積額が95万円以下の人のこと（給与収入のみの場合、所得者は1120万円以下、配偶者は150万円以下の場合）

源泉控除対象配偶者欄に配偶者の氏名等が記載されている必要がある。また、申告する場合には年末調整システムへも必ず入力すること。

○障害者（特別障害者）（しかたP.11）

所得者本人やその同一生計配偶者、扶養親族であり、定められた要件を満たす人のこと

※手帳の交付を受けていない人であっても、現在申請中であつたり、医師の診断書の交付を受けていたりするときは、年末調整の時点で明らかに手帳の交付を受けられる程度の障害があると認められれば、障害者または特別障害者に該当するとして取り扱う。

○同居特別障害者（しかたP.11）

同一生計配偶者または扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、所得者の配偶者または所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人のこと

○寡婦控除とひとり親控除（しかたP.11～12）

・寡婦控除

夫と離婚した後婚姻をしていない人で、
①扶養親族がいる②所得が500万円以下
③事実上婚姻関係にあると認められる人がいない、の3つの要件を満たす人のこと

夫と死別した後婚姻をしていない人または夫の生死の明らかでない人で、上記の②、③をともに満たす人のこと。

※給与所得だけの場合は、令和5年中の収入が6,777,778円以下であれば、合計所得は500万以下となる。

・ひとり親控除

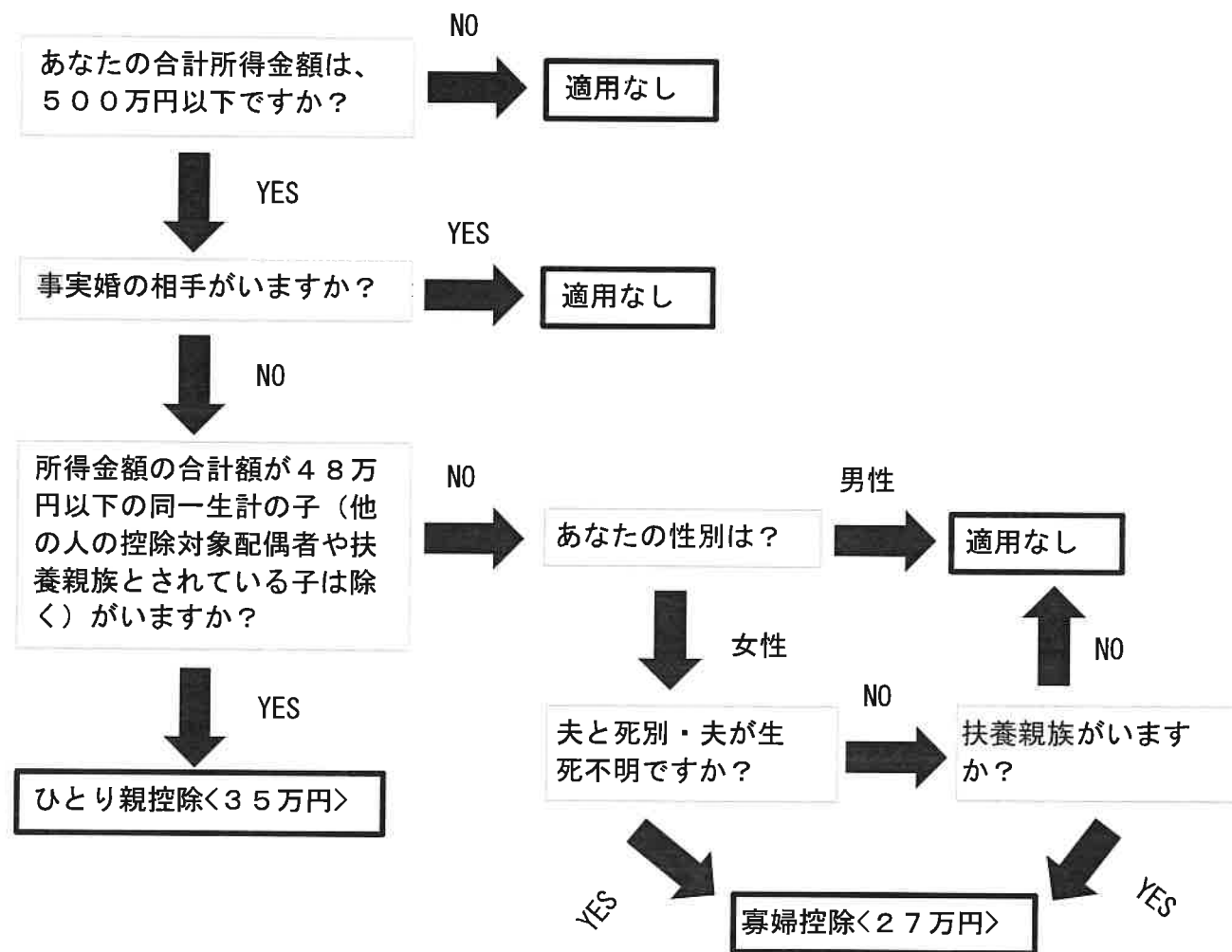
所得者本人が現に婚姻をしていない人または配偶者の生死の明らかでない人で、①生計を一にする子がいる②合計所得が500万円以下③事実上婚姻関係にあると認められる人がいない、の3つの要件を満たす人のこと



2つの控除の主な違い

- ・寡婦は女性のみだが、ひとり親は男女を問わない。
- ・寡婦は婚姻歴が前提だが、ひとり親は婚姻歴がなくても該当
- ・寡婦控除額は27万円、ひとり親控除額は35万円

寡婦控除、ひとり親控除のフローチャート



○国外居住親族（しかたP.13～14）

国外に居住している親族のこと。

国外居住親族に係る扶養控除等を受けるためには以下の書類を提出または提示する必要がある。

①親族関係書類・・・戸籍の附票の写し、国外居住親族のパスポートの写し等

※留学により国外居住している場合は、あわせて留学ビザ等の写し

②送金関係書類・・・所得者から国外居住親族の生活費または教育費に充てるための支払いを書類上明らかにするもの

※所得者から生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人に該当する場合は、送金関係書類のうち支払額が38万円以上であることが明らかである書類が必要になる。

令和5年度の税制改正により、非居住者である扶養親族の控除要件が細かく分けられることになった。

職員の国外居住親族についてよく確認し、必要書類をそろえるよう職員に伝えること。

また、必要に応じて、「年末調整のしかた」「事務処理要領」の記入例を参考にすること。

○前職のある職員

年末調整の対象は1/1～12/31の期間の給与等の総額が対象となるため、年の途中で採用があった人は埼玉県からの給与以外も合わせて年末調整を行う。

例) 4/1採用→1/1～3/31にアルバイトをやっていたら、その間の給与も年末調整の対象

前職分の年末調整を行えるのは、原則として**源泉徴収票の「乙欄」に○がない人のみ。**(右図参照)

ただし、県立学校等の埼玉県から給与が支払われていた際に「乙欄」の税額表を使用し所得税が源泉徴収されているものについては、年末調整の対象となる。

↓ 前職報告する場合は

前職の源泉徴収票は扶養控除等(異動)申告書の裏面に貼り付けて県費事務担当に提出および学校に保管。

県費事務担当に扶養控除等(異動)申告書の提出の必要がない場合は、源泉徴収票のみ提出。

あわせて、システムへも入力を行う。(要領P.35~36)

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

②給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の 配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書 (しかたP.14～18、要領P.7～8)

(1) 書類の受理等

- ・ 年末調整事務を始めるにあたって、まず、職員から申告書が提出されているかを確認
- ・ 国外居住者である配偶者に係る配偶者控除または配偶者特別控除等を受けようとする人は、「親族関係書類」および「送金関係書類」を添付して提出するか提示する
- ・ 3つの控除の兼用様式となっているため、必要な控除について記載漏れがないか確認

(2) 書類の確認

1枚の様式で以下の3つの控除が記入できるようになっている。

- ・ 給与所得者の基礎控除申告書
- ・ 給与所得者の配偶者控除等申告書
- ・ 所得金額調整控除申告書

○給与所得者の基礎控除申告書（しかたP.14～15、要領P.7）

所得者の合計所得金額が2500万円以下である場合、所得金額の合計額から48万円を限度として控除するものである。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(裏面「4(1)」を参照) 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照) 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)		円

○ 控除額の計算

判定	区間	控除額
判定	☐ 900万円以下 (A)	48万円
	☐ 900万円超 950万円以下 (B)	
	☐ 950万円超 1,000万円以下 (C)	
	☐ 1,000万円超 2,400万円以下	32万円
	☐ 2,400万円超 2,450万円以下	
☐ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

区分Ⅰ ↓
(※のA～Cを記載)

基礎控除の額
円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

1 所得者の合計所得金額の見積額の計算

左図表の(1)および(2)を記載し、それらの合計額を「(1)と(2)の合計額」に記載する。

2 合計所得金額の区分の判定および控除額の記載

上記1で計算した合計額を基に控除額の計算の表の判定欄の該当する□にチェックを付け、対応する控除額を「基礎控除の額」の欄に記載する。

3 「区分Ⅰ」欄の記載

上記2の判定結果がA～Cまでに該当する場合は、その判定結果を「区分Ⅰ」欄に記載する。

本人の所得が1000万円を超える場合には、次に説明する配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができないので、区分Ⅰへの記載は不要となる。

○給与所得者の配偶者控除等申告書（しかたP.15～17、要領P.7～8）

配偶者控除とは、所得者が控除対象配偶者を有する場合に、所得金額の合計額から38万円を控除するもの。（配偶者が老人控除対象配偶者であれば、48万円の控除）

控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、所得者の合計所得金額が1000万円以下である所得者の配偶者のこと。

※本人が給与所得だけの場合、収入金額が1195万円（所得の金額調整額の適用がある場合は1210万円）を超えると、所得金額が1000万円を超えることになり、配偶者控除は対象外

※配偶者が給与所得だけの場合、収入金額が103万円以下のとき、また、公的年金等に係る雑所得のみの場合は収入金額が65歳以上は158万円、65歳未満は108万円以下のときは配偶者控除の対象となる

配偶者特別控除とは、所得者の合計所得金額が1000万円以下のとき、配偶者の合計所得金額が48万円超～133万円以下であれば適用される控除のこと。

※配偶者が給与所得だけの場合、収入金額が103万円超～201万6千円未満のとき、また、公的年金等の収入金額が65歳以上は158万円超～243万円以下、65歳未満は108万円超～214万円以下のときに配偶者特別控除の対象となる

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
- 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の順に記載してください。
 - 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください（「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません）。
 - 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆

○あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		（裏面「4-1」を参照） 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		（裏面「4-2」を参照） 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 （(1)と(2)の合計額）		円

○控除額の計算

判定	控除額	区分
□ 900万円以下	(A) 48万円	区分Ⅰ （表のA～Cを記載）
□ 900万円超 950万円以下	(B) 48万円	
□ 950万円超 1,000万円以下	(C) 48万円	
□ 1,000万円超 2,400万円以下	32万円	
□ 2,400万円超 2,450万円以下	32万円	基礎控除の額 円
□ 2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

※ 上記の控除額は、あなたの所得金額に応じて計算してください。

1 合計所得金額の見積額の計算

スライド18のとおり計算し、「区分Ⅰ」を記載する。

2 配偶者の合計所得金額の見積額の計算

本人の合計所得金額を求めたように配偶者についても計算を行う。

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。

○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

配偶者の氏名		配偶者の生年月日	配偶者の職業
		年・月・日	

○配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		（裏面「4-1」を参照） 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		（裏面「4-2」を参照） 円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 （(1)と(2)の合計額）		円

○控除額の計算

判定	区分Ⅱ				配偶者控除の額 円	配偶者特別控除の額 円
	①	②	③	④		
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円
摘要	配偶者控除				配偶者特別控除	

※ 上記の控除額は、配偶者の所得金額に応じて計算してください。

3 「区分Ⅱ」欄の記載

左記2で計算した合計額および生年月日を基に、その判定結果を「区分Ⅱ」に記載する。

4 控除額の計算の表に、左記1のA～Cおよび上記3の①～④をあてはめ、控除額を求める。

5 上記4により求めた控除額を「配偶者控除の額」または「配偶者特別控除の額」に記載する。

○この申告書の記載に当たっては、裏面の説明を

※区分Ⅱが①または②のときは「配偶者控除」、③または④のときは「配偶者特別控除」の控除額欄を使用する。

※4つの配偶者について

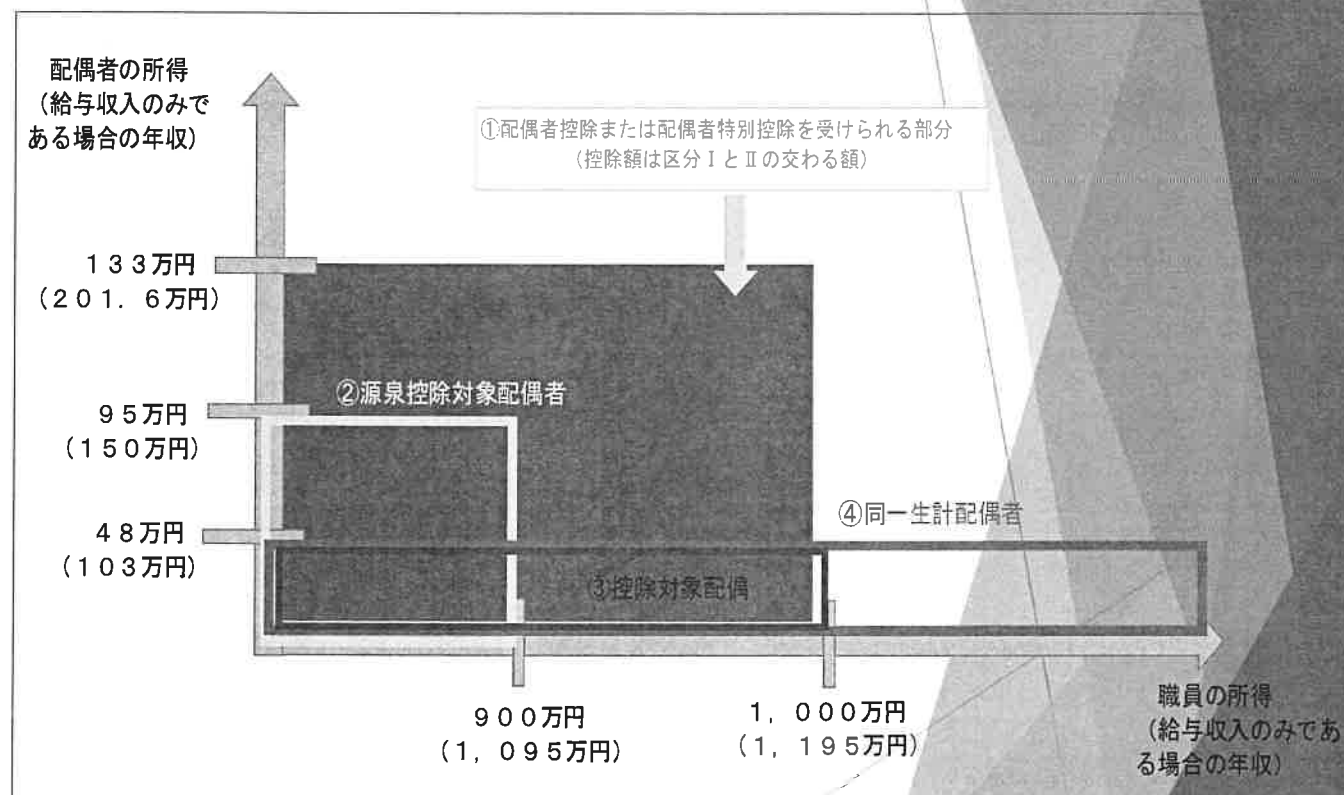
・①大きく（緑色）塗りつぶされた範囲が、配偶者控除または配偶者特別控除となる

・②と③の所得要件の違いは図のとおりだが、配偶者控除の額が変わってくる

②であれば一律38万円の控除、③であれば控除額が段階的に減少する

※②源泉控除対象配偶者のメリットは扶養親族が1人増えることで、毎月の所得者本人の所得税が安くなる

・④は配偶者が障害者の場合に障害者控除が受けられる



○所得金額調整控除申告書（しかたP.17、要領P.8）

その年の給与収入が850万円を超える所得者が、以下の4つの要件のいずれかを満たす場合に適用される控除のこと

- ①本人が特別障害者である
- ②特別障害者である同一生計配偶者を有する
- ③特別障害者である扶養親族を有する
- ④23歳未満の扶養親族を有する

※夫婦の両方が給与収入850万円を超えており、23歳未満の扶養親族がいる場合には、扶養控除とは異なり、その夫婦の両方が所得金額調整控除を受けることができる。

マイナンバーの提出について

通常は職員が扶養するとして、既に県費事務担当に扶養親族のマイナンバーを提出しているので、申告書への記載は省略が可能。

配偶者の扶養親族として申告しているが、所得金額調整控除を申告したいという場合は、その扶養親族のマイナンバー情報がないため、別途定められた様式で県費事務担当に提出する。（要領P.49記入例参照）

③給与所得者の保険料控除申告書（しかたP.18~25、要領P.8~11）

年末調整を行うまでに職員から提出を受ける必要があるが、控除を受けない職員からの提出は不要

この申告書は、以下の控除を受ける際に必要となる

- ・ 生命保険料控除
- ・ 地震保険料控除
- ・ 社会保険料控除
- ・ 小規模企業共済等掛金控除（iDeCo）

生命保険料および地震保険料の控除については、それぞれに限度額が定められている。限度額を超えて申告しても控除額は変わらないので、限度額を超える契約分は記載する必要がない旨職員に周知すること。

○生命保険料控除（しかたP.18～21、要領P.9～10）

所得者本人が支払った生命保険契約の保険料や掛金について控除を受けられるもの
「一般の生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」に区分される。
平成24年1月1日以後に契約したものは新保険料、平成23年12月31日以前に契約したものは旧保険料と区分される。（※介護医療保険料は新・旧の区別なし）

控除の申告をする際は以下の点に注意すること

- ・ 保険料または年金の受取人は、本人または配偶者や親族のみであるか（個人型年金保険の場合は親族を除く）
- ・ 本人が支払ったものかどうか（給与から天引きされているものも含む）
- ・ 令和5年中に支払っているか
- ・ 剰余金の分配や割戻金がある場合または分配や割戻金が払込みに充てられている場合に、これらが申告額から差し引かれているか
- ・ それぞれの区分ごとにきちんと控除額の計算を行っているか

証明書について

- ・証明書の交付を請求中などのため証明書類が年末調整時点で確認できない場合でも、令和6年1月末までに証明書を提出すれば年末調整に含めることができる。
(地震保険料控除、社会保険料控除も同様)

→先生から証明書が間に合わないと相談された場合は、まず証明書を発行することができるか発行元の保険会社等の窓口にお問い合わせをもらう。問い合わせた結果間に合わなければ、年末再調整で申告する。このとき11月16日までのシステム報告は行わない。

- ・勤務先を対象とする団体特約に基づいて支払った保険料については、証明書類を省略することができる。

例) 教職員互助会が団体契約扱いしている生命保険およびライフサポート保険

→埼玉県が職員の給与から差し引きの処理を行っているため、保険料の金額は把握できている。10月6日に県費事務システムで福利課から生命保険団体取扱年末調整用資料について案内しているので、そちらを確認すること。

※省略する場合は、要領P.15の記入例を参照すること

生命保険料の控除額の計算

保険料の区分		控 除 額
一般の生命保険料	(1) 支払った新生命保険料について控除の適用を受ける場合 (3)の場合を除く)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額 (①)
	(2) 支払った旧生命保険料について控除の適用を受ける場合 (3)の場合を除く)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額 (②)
	(3) 支払った新生命保険料及び旧生命保険料の両方について控除の適用を受ける場合 ⁽¹⁾⁽²⁾	上記①及び②の金額の合計額 (最高4万円) (③)
介護医療保険料		計算式Ⅰに当てはめて計算した金額
個人年金保険料	(1) 支払った新個人年金保険料について控除の適用を受ける場合 (3)の場合を除く)	計算式Ⅰに当てはめて計算した金額 (④)
	(2) 支払った旧個人年金保険料について控除の適用を受ける場合 (3)の場合を除く)	計算式Ⅱに当てはめて計算した金額 (⑤)
	(3) 支払った新個人年金保険料及び旧個人年金保険料の両方について控除の適用を受ける場合 ⁽¹⁾⁽²⁾	上記④及び⑤の金額の合計額 (最高4万円) (⑥)

・生命保険料の控除額は、上記①～③の最も大きい金額、介護医療保険料の控除額、上記④～⑥最も大きい金額の合計額となる。

・新契約および介護保険が8万円を超えた場合一律4万円の控除、旧契約が10万円を超えた場合一律5万円の控除となる。

・控除額の合計が12万円を超えた場合は、12万円が限度となる。

※控除額の計算において1円未満の端数が出た場合は、その端数は切り上げる。

【計算式Ⅰ（新生命保険料、介護医療保険料又は新個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控 除 額
20,000円以下	支払った保険料等の金額の全額
20,001円から40,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円}$
40,001円から80,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円}$
80,001円以上	一律に40,000円

【計算式Ⅱ（旧生命保険料又は旧個人年金保険料を支払った場合）】

支払った保険料等の金額	控 除 額
25,000円以下	支払った保険料等の金額の全額
25,001円から50,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円}$
50,001円から100,000円まで	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円}$
100,001円以上	一律に50,000円

○地震保険料控除（しかたP.21~22、要領P.10）

所得者本人が支払った、所得者本人または本人と生計を一にする親族が所有している家屋等に対する地震等の損失の額を補填する保険金または共済金が支払われる損害保険契約等に基づく地震等損害部分の保険料や掛金に対して控除を受けられるもの

平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料または掛金も一定の金額を地震保険料控除として申告することができる

控除の申告をする際は以下の点に注意すること

- ・ 本人が支払ったものかどうか（給与から天引きされているものも含む）
- ・ 令和5年中に支払っているか
- ・ 剰余金の分配や割戻金がある場合または分配や割戻金が払込みに充てられている場合に、これらが申告額から差し引かれているか

地震保険料の控除額の計算（しかたP.22）

	支払った保険料等の区分	支払った保険料等の金額		地震保険料の控除額
①	地震保険料等に係る契約の全てが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当するものである場合	—	—	その年中に支払った地震保険料の金額の合計額（最高5万円）
②	地震保険料等に係る契約の全てが旧長期損害保険契約に該当するものである場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	10,000円以下	その合計額
			10,000円超 20,000円以下	$\left(\text{支払った保険料等の金額の合計額} \right) \times \frac{1}{2} + 5,000\text{円}$
			20,000円超	一律に15,000円
③	①と②がある場合	①、②それぞれ計算した金額の合計額	50,000円以下	その合計額
			50,000円超	一律に5万円

※1つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方に控除対象保険料が記載されている場合には、任意でいずれか一方のみを選択する。

※控除額の合計が5万円を超えた場合は、5万円が限度となる。

※地震保険料が5万円を超えた場合、一律5万円の控除となる。

※旧長期損害保険契約が2万円を超えた場合、一律1万5千円の控除となる。

※控除額の計算において1円未満の端数が出た場合は、その端数は切り上げる。

○社会保険料控除（しかたP.23～24、要領P.10～11）

所得者本人が支払った、所得者本人または本人と生計を一にする親族の負担すべき保険料について控除を受けられるもの

以下の2つがあり、その全額の控除を受けることができる

- ①健康保険や厚生年金保険、掛金のように毎月の給与から差し引かれているもの
- ②国民健康保険や国民年金などの保険料や保険税、掛金のように所得者本人が支払っているもの

※①について、毎月の給与から差し引かれており、埼玉県では保険料等をシステムで自動計算しているため、報告は不要。

※②について、本人が直接支払っているため、システムでは自動計算されない。証明書（保険料等の領収書等）を申告書に添付して提出し、あわせて年末調整システムで報告する。

→国民年金の保険料および国民年金基金の掛金については証明書が必要だが、それ以外の国民健康保険等については証明書の提出は不要となる。

※前職で支払っていた社会保険料についても申告ができるため、前職分の源泉徴収票をよく確認すること。システム報告は、「P.35（8）所得控除入力 前職の所得」を参照すること。

○小規模企業共済等掛金控除（しかたP.24~25、要領P.11）

個人型年金加入者掛金（iDeCo）等を対象に控除するもの

毎月の給与から差し引かれるものや本人が直接支払ったものがあり、その全額の控除を受けることができる

控除の申告をする際は以下の点に注意すること

- ・ 本人が直接支払っており、証明書を提出しているか

※iDeCoについて、埼玉県では給与から差し引くことはしていないため、支払った掛金の多少に関係なく、申告書へ証明書を添付して提出する必要がある。

- ・ 令和5年中に支払っているか

④住宅借入金等特別控除申告書（しかたP.26~31、要領P.11~12）

申告書の受理

住宅借入金等特別控除を受けようとする最初の年分については、確定申告により控除の適用を受ける必要がある。しかし、その後の年分については住宅借入金等特別控除申告書に基づいて控除を行うことができるため、職員から申告書の提出を受け、年末調整を行う必要がある。

証明書として、①年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書（税務署発行）、②住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（金融機関等発行）を申告書に添付する

→①については申告書の下半分が該当部分になるので申告書を提出すれば問題ないが、②については別途本人宛に郵送されるため提出が必要

※申告書はあらかじめ使用できる年分が印字されているため、**令和5年分（平成35年分）**の申告書を使用するように注意する。

・ 連帯債務者である場合の申告書の注意点

夫婦2人で1つの住宅ローンを契約し、債務を按分して負担している場合、住宅借入金等控除についてもそれぞれの負担分に応じた控除を受けることができる。

金融機関から送られる残高証明書に連帯債務である旨、連帯債務者の氏名が記載されているので確認する。

→申告書の備考欄に「他の連帯債務者から、私は連帯債務者として住宅借入金等の残高〇〇〇円の内、〇〇〇円を負担することになっています」の文言、住所および氏名の記入が必要

※令和2年10月1日以降に送付された申告書の様式を使用する場合は、連帯債務割合という欄が設けられており、負担割合が記載されているため、備考欄への上記文言等の記載は不要となる。